

平成27年4月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(レ)第4号 不当利得返還請求控訴事件

(原審:長岡簡易裁判所平成26年(ハ)第123号)

(口頭弁論終結日 平成27年3月9日)

判 決

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

控 訴 人	シンキ株式会社
同代表者代表取締役	青木康博
同訴訟代理人支配人	有賀寿夫

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	片沼貴志
同	橋本奈奈

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、貸金業者である控訴人との間で金銭消費貸借取引をしてきた借主である被控訴人が、その取引について利息制限法(平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。)1条1項所定の制限利率を適用して計算すると過払金が生じ、また、控訴人は民法704条の悪意の受益者であると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び民法704条前

段所定の法定利息（以下「法定利息」という。）の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下同改正の前後を通して「貸金業法」といい、同改正前の貸金業法について「旧貸金業法」ということがある。）3条1項所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 被控訴人は、控訴人との間で、平成13年9月28日、金銭消費貸借基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結した。なお、本件基本契約における約定利息は実質年率28.835パーセントであり、約定弁済日は毎月28日であった。また、本件基本契約には以下の特約条項がある。（乙1）

ア 初めての借入れについて、借入れの翌日より7日間の利息が免除される（以下「ノーローン特約」といい、上記の7日間を「無利息期間」という。）。

イ 被控訴人が本件基本契約に基づく返済を怠ったとき、控訴人からの通知、催告がなくても、控訴人に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払う（以下「期限の利益喪失特約」という。）。

(3) 被控訴人は、本件基本契約に基づき、控訴人との間で、原判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「原判決別紙計算書」という。）の「年月日」欄記載の日に「借入金額」欄記載の金員の借入れ又は「弁済額」欄記載の金員の弁済を継続的に行った（以下「本件取引」という。）。

(4) 控訴人は、被控訴人との間で、平成19年2月23日、以下の内容の和解契約を締結した（乙2。以下「本件和解契約」という。）。

ア 被控訴人は、控訴人に対し、平成19年2月23日現在、本件基本契約に基づく残債務として元金21万4623円の支払義務（以下「本件残債務」という。）があることを確認する。

イ 被控訴人は、控訴人に対し、本件残債務を、同月28日から平成21年

8月31日まで、毎月末日限り7000円ずつ(支払回数31回。ただし、最終支払金額は4623円)分割して支払うものとする。

ウ 控訴人と被控訴人は、本件和解契約に定めるもののほかに、本件基本契約について何らの債権債務がないことを相互に確認する。

- (5) 被控訴人は、約定弁済日である平成14年11月28日の支払を怠ったため、期限の利益喪失特約に基づき、期限の利益を喪失した(以下「本件期限の利益喪失」という。)

2 争点

- (1) 本件和解契約は被控訴人の錯誤により無効となるか。
- (2) ノーローン特約における無利息期間に適用される利息の利率
- (3) 控訴人において、本件期限の利益喪失を理由に、支払われた制限超過部分を遅延損害金に充当すべきであると主張することは、信義則に反するか。
- (4) 本件取引における控訴人の悪意の受益者該当性

3 争点(1)に関する当事者の主張

(1) 被控訴人の主張

以下の事実からすると、本件和解契約は錯誤無効である。

ア 控訴人担当者は、本件和解契約の締結過程において、被控訴人に対し、「今後の利息をゼロにして、月々7000円の支払い」という和解案を提示したに過ぎず、和解金額が約定利率で計算された元金であることや、引き直し計算した場合に過払金が発生していることなどについて、説明をしなかった。また、被控訴人は、本件和解契約の締結に当たり、本件取引の履歴を開示されておらず、取引履歴を開示してもらえないことすら認識していなかった。そのため、被控訴人は、本件和解契約時において、控訴人に対し、過払金を請求できる資料と機会を与えられておらず、抽象的にも過払金の発生を認識していなかった。

したがって、本件和解契約において、過払金及び貸金債務の有無は争い

の目的とされておらず、この点について和解の確定効は及ばない。

イ 本件和解契約の締結当時、日常生活にも事欠いていた被控訴人において、引き直し計算した場合に過払金が発生していることを認識していれば、本件和解契約のごとき、約定利率で計算される残債務額と同額の債務の存在を前提とし、かつ、今後も支払が継続する内容の和解に応じることなどなかったことは一般的に明らかである。そして、過払金の存在は本件和解契約の内容と矛盾するから、過払金及び貸金債務の有無に関する被控訴人の錯誤は明示ないし黙示に表示されていたといえる。

したがって、本件和解契約には被控訴人の要素の錯誤がある。

ウ 上記アの事情に加え、本件和解契約当時、貸金や過払金に関する被控訴人の知識は少なく、被控訴人において、専門家による債務整理を行うことなどは事実上できなかつたことなどからすると、上記イの錯誤について、被控訴人に重過失はない。

(2) 控訴人の主張

ア 本件和解契約は、約定による弁済を続けることが困難となった被控訴人からの負担軽減の申入れを受けて締結されたものであり、控訴人としては、本件和解契約の中で、従前の損害金を含めた確定利息を放棄し、毎月の返済金額を2万円から7000円に減額し、その後の経過利息も請求しないという大幅な譲歩を行った。これを受け、被控訴人も、債務整理等を行わずに和解金額を支払うことで控訴人との間の債権債務を清算するという選択をしたものである。本件和解契約は、旧貸金業法43条（以下「みなし弁済規定」という。）が適用されずに過払金が発生するという被控訴人に有利な結論とみなし弁済規定の適用が肯定されて約定どおりの貸金元金が残存するという控訴人に有利な結論との間で選択されたものといえる。

こうした経緯等からすると、本件和解契約によってやめることとした争いの目的には、本件取引における貸金及び過払金の存否及び額が含まれて

いたといえるから、被控訴人の主張は本件和解契約の確定効に反し、許されない。

イ 被控訴人は支払総額についての錯誤を主張するが、支払総額は契約の数量であり、契約の要素ではないから、本件和解契約には要素の錯誤がない。また、被控訴人は、本件和解契約に係る和解書やこれに同封された返済計画表を十分に確認していたから、本件和解契約について被控訴人に錯誤があったとはいえない。

ウ 本件和解契約は、みなし弁済規定の適用要件を厳格に解した最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決の出された後に締結されたものである。また、被控訴人は、本件和解契約の締結に当たり、法律の専門家に対して債務整理の相談をすることも、事前に、控訴人に対して取引履歴の開示を請求することもできた。こうした状況下において、被控訴人は自らの意思で本件和解契約を締結したのであるから、仮に、被控訴人に錯誤があったとしても、重過失があったというべきである。

4 争点(2)に関する当事者の主張

(1) 控訴人の主張

ノーローン特約は、無利息期間中にいったん発生した約定利息を免除するものであり、無利息期間中の約定利息の発生を妨げるものではない。また、ノーローン特約は、あくまで約定利率の適用される取引を適用対象としているため、引き直し計算に際しノーローン特約は適用されない。その結果、利息制限法所定の制限利率を適用した取引においては、ノーローン特約における無利息期間中も約定利息が発生することになる。

したがって、本件取引を引き直し計算するに際しては、全取引期間にわたり、利息制限法所定の制限利率を適用した計算をすべきである。

(2) 被控訴人の主張

利息制限法1条は、同法所定の制限利率を超えた利息の合意を無効とする

規定であって、制限利率を下回る利率についての合意がある場合についてまで制限利率に引き直した計算をすべき旨を定めた規定ではない。

控訴人は、自ら被控訴人との間で制限利率を下回る利率についての合意をしておきながら、被控訴人から過払金返還請求を受けるや、同合意を反故にして制限利率に引き直した計算をすべき旨主張しているが、こうした主張は禁反言の法理に反し、許されない。

したがって、本件取引を引き直し計算するに際しては、無利息期間中、ノーローン特約に基づき、利息なしとする計算をすべきである。

5 争点(3)に関する当事者の主張

(1) 被控訴人の主張

以下の事実によれば、控訴人において、本件期限の利益喪失を理由に、被控訴人に対して遅延損害金を請求することは、信義則に反し、許されない。

ア 本件基本契約においては、約定利率（年利28.835パーセント）と遅延損害金の利率（年利29.20パーセント）とが近似している。

イ 被控訴人は、返済が遅延した後も、控訴人から残元金の一括返済や損害金の支払を求められたことはなく、このことは本件和解契約の前後で変わらなかった。そのため、被控訴人としては、返済期日に遅れたとしても、従来と同様に分割返済を続けてさえすれば、一括返済も遅延損害金の支払もする必要がないものと信じて毎月の返済を行っていた。

ウ 控訴人は被控訴人に対して約定利息と遅延損害金を区別して示していなかった。

(2) 控訴人の主張

ア 控訴人は、被控訴人に対し、本件期限の利益喪失以降、貸付元金に対する利息制限法所定の制限利率による遅延損害金（以下「期限の利益喪失後の遅延損害金」という。）を請求できる。

イ 仮に、アの主張が認められなくても、少なくとも、返済が遅れた期間に

ついて、控訴人は、被控訴人に対し、貸付元金に対する利息制限法所定の制限利率による遅延損害金を請求できる。

ウ 借主が期限の利益を喪失した場合、貸主において、借主に対して元金の一括返済を求めるか、それとも、元金及び遅延損害金の一部弁済を受領し続けるかは、基本的には貸主が自由に決められることであるから、控訴人が被控訴人に対して残元金の一括返済を求めなかったとしても、それだけで、被控訴人が期限の利益を喪失していないものと信じることに合理的な根拠があると認めることはできない。また、控訴人は、取引履歴一覧（乙6）のとおり、本件取引について、約定利息と遅延損害金を区別している。

したがって、控訴人によるア、イの主張は信義則に反しない。

6 争点(4)に関する当事者の主張

(1) 被控訴人の主張

控訴人は、被控訴人から、利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息であることを知りながら、これを受領していたのであるから、悪意の受益者というべきである。

(2) 控訴人の主張

ア 控訴人は、本件取引当時の裁判例、学説等を踏まえ、貸金業法17条、18条所定の事項を記載した書面を交付する業務態勢を構築していたのであり、被控訴人の弁済は任意の弁済であると認識していたのであるから、控訴人は、みなし弁済規定の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情がある。

イ 仮に悪意の受益者に該当するとしても、法定利息の起算日は、訴状送達日の翌日とすべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 和解は当事者が互いに譲歩してその間に存する争いをやめることを約する契約であるから（民法695条）、互譲の対象である争いの目的それ自体に錯誤があることを理由として和解契約の無効を主張することはできない（同法696条。和解の確定効）。しかし、和解の前提ないし基礎として争わなかった事実について錯誤があった場合には、これを理由に和解の無効を主張することは、和解の確定効に反するものではない（大審院大正6年9月18日第一民事部判決・民録23輯1342頁参照）。

これを本件についてみると、前記前提事実、証拠（乙2）及び弁論の全趣旨によると、後記のとおり、本件取引について利息制限法に基づく引き直し計算をすれば、本件和解契約締結当時の残債務は0円で、過払金元金が11万6417円生じていること、被控訴人は、本件和解契約の締結に際して、控訴人から本件取引に係る取引履歴を開示されていなかったこと、本件和解契約は、被控訴人が、控訴人が主張するとおり、本件取引に基づく残債務について元金21万4623円の支払義務（本件残債務）を認めた上で、その分割弁済をする内容となっていることが認められる。

これらのことからすると、被控訴人は、本件和解契約締結に際し、過払金が発生していることを知るために必要な情報を有していなかったものであり、控訴人と被控訴人は、本件取引における過払金の有無をまったく勘案することなく、控訴人が主張する本件残債務を前提として、本件和解契約を締結したものと推認される。

したがって、本件和解契約締結当時、本件残債務が21万4623円存在することは和解の前提ないし基礎として争いの目的とはされていなかったといえるから、この点に関する錯誤を理由に和解の無効を主張することは和解の確定効に反しない。

(2) そして、弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、本件和解契約締結当時、控訴人に対して過払金元金11万6417円を有していたにもかかわらず、本

件取引に基づく残債務が21万4623円であると誤信していたものと認められ、仮に、被控訴人がそのことを知っていたら、本件和解契約を締結しなかったものであり、そのことは被控訴人と同じ立場に置かれた通常人においても同様と解される。そして、そうした誤信があったからこそ、本件残債務の返済のために本件和解契約を締結したという被控訴人の動機は控訴人にも表示されていたといえる。そうであれば、上記誤信は法律行為の要素に関する錯誤といえるところ、前記(1)で認定した事実を踏まえれば、同錯誤が被控訴人の重大な過失に基づくものとは認めるに足りない。

(3) したがって、本件取引を引き直し計算するに際しては、本件和解契約が無効である（民法95条本文）ことを前提に、計算をすべきである。

2 争点(2)について

利息制限法1条は、同法所定の制限利率を超えた利息の合意を無効とする規定に過ぎないから、同条により、制限利率を下回る利率についての合意であるノーローン特約が無効となることはない。また、全証拠を総合しても、引き直し計算をする場合にはノーローン特約を適用しない旨の当事者間の合意があったとは認めるに足りない。

したがって、本件取引を引き直し計算するに際しては、無利息期間中、ノーローン特約に基づき、利息が発生しないことを前提に、計算をすべきである。

3 争点(3)について

証拠(乙6)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、本件期限の利益喪失後、翌月2日には支払の遅滞していた分割金を受領し、その後、被控訴人から分割金の支払を受け続け、平成25年6月19日までの長期間、元利金の一括弁済を求めることをしなかったこと、全証拠によっても、控訴人において、被控訴人から分割金の弁済を受けた都度、被控訴人に対し、支払われた分割金を「利息」としてではなく「遅延損害金」に充当した旨を記載した領収書等を交付していた事実は認められないことなどからすると、被控訴人は控訴人から遅延損害

金を請求されないものと期待してもやむを得ない状況に置かれていたといえる。

そうすると、控訴人において、10年超の長期間に亘り、一括請求することなく被控訴人から分割金の支払を受けながら、過払金返還請求をされるや、期限の利益を喪失したと主張して、被控訴人に対し遅延損害金を請求することは、本件期限の利益喪失後の全取引期間についてはもとより、実際に遅延した期間の分に限ってみても、信義則に反し、許されないというべきである。

したがって、本件取引を引き直し計算するに際しては、全取引期間にわたり、発生した遅延損害金に過払金を充当しない旨の計算をすべきである。

4 争点(4)について

(1) 控訴人は、貸金業法17条、18条書面の交付などの同法43条1項所定の要件を充足することについて具体的な主張立証をしておらず（単に、その当時の一般的な業務態勢として同項の要件を充足する行為をしていたと主張するのみでは不十分である。）、控訴人が同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることはできない。

そうすると、控訴人は、民法704条の悪意の受益者に当たるといえるべきである。

(2) 悪意の受益者たる控訴人は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から法定利息を支払わなければならない（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁）。

(3) したがって、本件取引を引き直し計算するに際しては、過払金が発生した時から法定利息が発生することを前提にして、計算をすべきである。

5 本件取引に利息制限法所定の制限利率を適用して計算すると、原判決別紙計算書のとおりとなる。

したがって、被控訴人は、控訴人に対し、過払金元金26万7417円及び

平成25年6月19日までに発生した法定利息7万6739円並びに上記過払金元金に対する翌20日から支払済みまで年5分の割合による法定利息を請求することができる。

6 以上によれば、被控訴人の請求は理由があるから、これを認容した原判決は相当である。

よって、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

新潟地方裁判所第二民事部

裁判長裁判官 齋 藤 巖

裁判官 福 間 匠

裁判官依田吉人は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 齋 藤 巖

これは正本である。

平成 27 年 4 月 9 日

新潟地方裁判所 第二民事部

裁判所書記官 山野 邊 有 恵

